

(平成24年10月24日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認三重地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2 件

厚生年金関係 2 件

三重厚生年金 事案 1940

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和48年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年8月1日から同年9月1日まで
私は、昭和37年にA社に入社後、申立期間に転勤をしているが、定年まで継続して勤務している。申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された個人経歴照会一覧、B社が保管している人事記録、D健康保険組合の健康保険資格証明書及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和48年8月1日にA社E営業所から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和48年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が保管しているA社C支店における「厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書」の資格取得日が昭和48年9月1日となっており、申立てどおりの届出は行っていないと認めていることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

三重厚生年金 事案 1941

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和43年10月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を、履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月21日から同年11月1日まで

私は、昭和40年にB社の系列会社に入社し、平成9年に退職するまで継続して勤務していた。しかし、厚生年金保険の加入記録には1か月間の空白期間があるので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務（昭和43年10月21日にC社からA社に異動）していたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除については、当時の事業主が、申立人はC社からA社へ社名変更した後も継続して勤務し、厚生年金保険料の手続、保険料の控除は行っていた旨を供述していることから判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社におけるオンライン記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によると、A社は昭和43年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所としての記録が無いが、同社は同年10月21日に法人として設立登記されている上、複数の同僚の供

述によると5人以上の従業員が常時勤務していたと認められることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

三重厚生年金 事案 1942

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月 20 日から同年 8 月 16 日まで

昭和 62 年 4 月 20 日に A 社（現在は、B 社）に正社員として入社し、雇用保険も同日に加入しているにもかかわらず、申立期間については厚生年金保険の加入記録が無い。採用当初から厚生年金保険には加入しているので、資格取得日を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間について、A 社に勤務していたことは、雇用保険の加入記録及び同僚の供述により確認できる。

しかしながら、申立人が勤務していた A 社 C 支社において社員管理等を行っていた元マネージャーに照会したところ、「途中入社の場合、雇用保険については入社と同時に加入したが、厚生年金保険については、入社後 2 か月以上経過し、正社員となった時に加入させていた。」旨の供述が得られた上、申立人が記憶している申立人と同時期に入社した同僚から、「入社後に数か月の試用期間があり、その後、正社員となってから厚生年金保険に加入した。」旨の供述が得られたことから、申立期間当時、同事業所においては、必ずしも入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いをしていなかったことがうかがえる。

また、申立人の当該事業所における健康保険及び厚生年金基金の資格取得日はいずれも昭和 62 年 8 月 16 日であり、オンライン記録と一致していることが確認できる上、申立人が所持している厚生年金基金加入員証に記載された資格取得日とも一致している。

さらに、B 社に照会したところ、当時の人事関連資料は残っていないため不明であると回答があり、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険

の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1943

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 1 月 21 日から同年 12 月 21 日まで
最初は非正規社員としてA社（現在は、B社）に勤務していたが、昭和 47 年 12 月 21 日からは正規社員として平成 8 年まで継続して勤務していた。申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の被保険者記録により、申立人が申立期間においてA社で勤務していたことは確認できる。

しかしながら、B社から提出された厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書、厚生年金基金資格喪失通知書及び厚生年金加入台帳によると、申立人は、昭和 47 年 12 月 21 日に厚生年金保険被保険者資格を取得、48 年 1 月 21 日に資格喪失し、その後、同年 12 月 21 日付けで被保険者資格を再取得しており、これは申立人に係る厚生年金保険被保険者原票の記録及びオンライン記録と一致している。

また、B社に申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除の状況について照会したところ、「勤務日数及び時間等加入要件を満たしていれば、短期雇用でも全員厚生年金に加入していたはずである。申立人については確認通知書もあり、厚生労働省の記録どおりの届出を行っており、申立期間の保険料は控除していない。申立人が申立期間に被保険者資格を喪失している理由は、確認できる資料がないため不明である。」との回答が得られた。

さらに、申立人に係るC健康保険組合及び厚生年金基金の加入記録もオンライン記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。